

予防業務優良事例表彰の事例募集

予防課

1 予防業務優良事例表彰の目的

消防庁では、各消防本部の予防業務(危険物に関する 業務も含む。以下同じ。)の取組のうち他団体の模範と なる優れたものを予防業務優良事例として表彰し、広く 全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を 広く周知し、予防部門のモチベーション向上を図るとと もに、各消防本部の業務改善に資することを目的として、 昨年度に引き続き、各消防本部の優れた取組事例を募集 しています。

2 募集の対象等

平成29年1月1日(日)から12月31日(日)までの間に各消防本部で力を入れた予防業務の取組を中心に、他団体の模範となる優れた事例を幅広く募集します。

また、応募の際の参考のために、募集対象となる事例 について、下記の区分を設けていますが、予防業務に関 連する内容であれば広く募集の対象となります。

- I 予防業務の実効性向上に関する取組
- II 予防業務の高度化・専門化に関する取組
- Ⅲ 予防業務の効率化に資する取組
- IV 予防業務に係る他団体との連携に関する取組
- V 予防業務に係る人材育成に資する取組
- VI 予防業務に係る広報活動に関する取組
- VII その他予防業務の改善に資する取組

なお、募集の詳細につきましては、実施要綱及び募集 要項を御参照ください。

<URL>http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/
houdou/h29/12/291204_houdou_1.pdf

3 事例募集期間

平成29年12月4日 (月) から平成30年1月19日 (金) まで

4 表彰の概要等

- (1) 表彰の対象者は、予防業務の取組のうち他団体の 模範となる優れたものを行っている消防本部とします。
- (2) 表彰の種類については、「消防庁長官賞」及び「入賞」とし、応募事例の中から、有識者等による選考等を経て、表彰事例を決定します。
- (3) 表彰団体には、平成30年5月下旬(予定)に行われる表彰式において、消防庁長官より、表彰状及び記念品を授与します。
- (4) 優良事例については、表彰の趣旨に鑑み、表彰式 の場やホームページへの掲載等を通じて広く全国へ 紹介します。

5 第1回予防業務優良事例表彰【参考】



表彰式の様子



事例紹介の様子

昨年度に実施した、第1回予防業務優良事例表彰の受 賞団体の取組は、事例集として、消防庁ホームページに おいて公表しています。

<URL>http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/
fieldList4_8.html

たくさんの応募を お待ちしております!



問合わせ先

消防庁予防課行政係 谷口、小河 TEL: 03-5253-7523